

船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、高度処理型合併処理浄化槽に転換設置する者に対し、予算の範囲内において、その設置に係る経費について、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる語句の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 し尿及び生活雑排水を併せて処理する10人槽以下の浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽）であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg／リットル（日間平均値）以下の機能を有するもので、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- (2) 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽 前号に規定する合併処理浄化槽であって、放流水の総窒素濃度が20mg／リットル以下又は、総磷濃度1mg／リットル以下の機能を有するものをいう。
- (3) 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽
前2号に規定する合併処理浄化槽であって、放流水の総窒素濃度が10mg／リットル以下の機能を有するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年6月2日法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取便所 建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第29条に規定するくみ取便所をいう。
- (6) 住宅 居住の用に供するものであり、共同住宅及び店舗等を併用した住宅（居住用割合が総面積の2分の1以上のもの。）も含むものとする。
- (7) 指定地域 船橋市内にあり、前年度末までに下水道法（昭和33年法律

第 7 9 号) 第 4 条第 1 項又は同法第 2 5 条の 1 1 第 1 項の規定による事業計画に定められた予定処理区域(以下、「下水道事業計画区域」という。))以外の地域及び下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域。

(8) 既存住宅等の増改築または建て替え 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 6 条第 1 項に基づく確認を伴うもの。

(9) 転換設置 単独処理浄化槽又は、くみ取便所の使用を廃止し、第 2 号または第 3 号に掲げる合併処理浄化槽に付け替えることをいう。

(補助金交付対象者)

第 3 条 この補助金の交付の対象となる者は、指定地域内において、個人で転換設置するもの(既存住宅等の増改築または建て替えを伴うものを含む)とし、建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号) 第 6 条第 1 項に基づく確認又は法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査を受けるものとする。

2 前項の者は、船橋市税を延滞金等も含み滞納していないこと。ただし、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表 1 の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、浄化槽の設置に要する費用が別表 1 に定める額に満たないときはその額とする。

2 法第 5 条第 1 項に基づく転換設置する場合、前項で算出した金額に別表 2 に定める額を限度に加算する。ただし、該当する工程に要する費用が別表 2 に定める額に満たないときはその額とする。

(補助対象経費)

第 5 条 前条第 1 項に規定する浄化槽の設置に要する費用は、浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費(流入、放流に係る管きょ及びますに係る費用を除く。)をいい、別表 3 のとおりとする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助金交付申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、第 1 1 号に掲げる書類にあっては、市長が必要がないと認める場合はその添付を要しない。

(1) 建築確認済証又は、審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し

- (2) 設置場所の案内図
 - (3) 見積書の写し
 - (4) 高度処理型合併処理浄化槽の構造図、配置図、建物等の土圧状況を示す設置断面図及び敷地内排水系統を示した建築物の配置図
 - (5) 工事請負契約書の写し
 - (6) 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類(登録証の写し及び管理票)
 - (7) 保証登録証
 - (8) 建物平面図(屋内排水経路が確認できるもの)
 - (9) 転換計画を示した書類(第2号様式)
 - (10) 浄化槽の水質に関する検査及び保守点検と清掃に関する誓約書(第3号様式)
 - (11) 市税納付確認書による納付状況確認のための同意
 - (12) 本人確認書類の写し
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- (交付決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を補助金交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請等)

第8条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同条の補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合又は補助金交付を中止若しくは廃止しようとするときは、補助金交付変更等申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助対象者は、当該設置工事が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は設置工事が完了した日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 法第7条検査申込書の写し

(3) 請求書又は領収書の写し

(4) 浄化槽施工状況の写真

イ 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真

ロ 基礎工事の状況を示す写真

ハ 浄化槽本体の写真

ニ 据付工事の状況を示す写真

(水張りを行い、埋め戻しをしている写真)

(水準器を使用し、水平に設置されていることがわかる写真)

(水締め)

ホ かさ上げの状況を示す写真

ヘ 既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽の撤去、及び撤去後の埋戻しの状況を確認できる写真

(5) 浄化槽施工結果報告書の写し

(6) 法第7条に係る費用を納付したことを証する書面

(7) 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、法第11条検査に係る公益社団法人千葉県浄化槽検査センターの千葉県浄化槽一括契約制度要綱に基づく一括契約書(写)

(8) 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては、法第11条検査の受検を契約したことを証する書面(写)

(9) 法第5条第1項に基づく転換設置する場合にあっては、既存単独処理浄化槽又はくみ取便槽が確実に処理されたことを証する書類

(10) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定の通知)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、現地で完了検査を行い交付決定の内容及び法に適合した施工であるかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し補助金確定通知書(第7号様式)により、補助対象者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第17条の2の市長が定める財産の処分の制限の期間は、補助対象設備の設置の工事が完了した日から起算して減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。ただし、補助対象者が公共下水道の使用を開始することに伴い補助対象設備の全

部又は一部を廃止する場合及び市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(関係書類の整備)

第12条 規則第18条の市長が定める関係書類の整備の期間は、補助対象者が補助金の交付を受けた日から起算して10年とする。

附則 (昭和63年1月26日)

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則 (昭和63年11月30日)

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附則 (平成元年9月30日)

この要綱は、平成元年9月30日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附則 (平成2年3月15日)

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則 (平成3年3月26日)

1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後にこの事業を実施する者に適用し、同日前に完了した事業にあっては、従前の例による。

附則 (平成4年3月26日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この要綱の施行の日以後にこの事業を実施する者に適用し、同日前に完了した事業にあっては、従前の例による。

附則 (平成5年3月23日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後にこの事業を実施する者に適用する。但し、施行日前に事業を完了した者及び平成5年5月31日までに事業を完了する見込の者にあってはなお従前の例による。

附則 (平成5年7月5日)

この要綱は、平成5年7月5日から施行し、平成5年7月1日から適用する。

附則 (平成10年3月26日)

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

附則 （平成 13 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附則 （平成 16 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附則 （平成 17 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附則 （平成 19 年 3 月 30 日）

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附則 （平成 20 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 21 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 23 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 24 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 25 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 26 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 27 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 28 年 3 月 31 日）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （平成 28 年 4 月 30 日）

この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附則 （平成 31 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則 （令和 2 年 3 月 31 日）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和２年４月３０日）

この要綱は、令和２年４月３０日から施行する。

附則（令和３年３月３１日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則（令和３年７月１日）

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附則（令和４年４月１日）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則（令和５年４月１日）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則（令和６年３月２９日）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表１

区 分		限度額
適 用	人 槽	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽を既存単独処理浄化槽又はくみ取便所からの設置換に伴い設置する場合	５人槽	４７４，０００円
	６人槽～１０人槽	５７０，０００円
窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽を既存単独処理浄化槽又はくみ取便所からの設置換に伴い設置する場合で建築基準法第６条第１項に基づく確認を伴わないもの。	５人槽	３５４，０００円
	６人槽～１０人槽	３８７，０００円

別表２

区 分	限度額
既設の単独処理浄化槽の撤去又は埋戻しに要した費用	１８０，０００円
既設のくみ取便槽の撤去又は埋戻しに要した費用	１００，０００円

転換設置に伴う宅内配管工事（浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、お風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事。）に要した費用	300,000円
--	----------

別表 3

	項 目
土 工 事	水盛り
	根切り工事
	機材回送
	残土処分
基 礎 工 事	型枠工事
	基礎栗石工事
	鉄筋工事
	捨コンクリート工事
据 付 工 事	据付工事
	埋戻し工事
	鉄筋工事
	型枠工事
	コンクリート工事（スラブ）
そ の 他	浄化槽側壁工事
	はつり補修工事
	電気工事（ブロアー）
	試運転調整費
	流水ポンプ・放流ポンプ槽工事
	水替え工事
	山留め工事

第 1 号様式

年 月 日

補助金交付申請書

船橋市長 あて

申請者 住所
氏名

年度において、浄化槽を設置したいので、船橋市合併
処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記の
とおり補助金の交付を申請します。

記

1 設 置 場 所 の 地 名 地 番	船橋市
2 交 付 申 請 額	金 円 人槽
3 住 宅 等 所 有 者 及び使用予定人員	1 本人 2 共有（ 人） 3 その他 使用予定人員 人
4 着 工 日 又 は 着工予定年月日	年 月 日
5 事業完了日又は 事業完了予定 年月日	年 月 日

第 2 号様式

転 換 計 画

1 申 請 者	住 所	
	氏 名	
2 現 状	(1) 単独処理浄化槽 (2) くみ取便所	
3 既設の単独処理 浄化槽の概要	製造業者	
	型式	
	人槽	
	処理方式	(1) 腐敗 (2) 全ばっ気 (3) 分離ばっ気 (4) 分離接触ばっ気
	使用開始後経過年数	年
4 転 換 計 画	単独浄化槽	(1) 全 て 撤 去 (2) 一 部 残 置 他 (その理由)
	転換方法	
	清掃等 (清掃委託する 業者に○印)	船橋市浄化槽清掃業者許可番号 ① (公社) 船橋市清美公社 第 1 号 ② (株) ヒット 第 2 号 ③ (株) エイケン 第 3 号 ④ 船橋興産(株) 第 4 号 に委託処理
	くみ取便槽	(1) 全 て 撤 去 (2) 一 部 残 置 他 (その理由)
	処理方法	
	清掃等	(公社) 船橋市清美公社に収集依頼

第 3 号様式

年 月 日

誓 約 書

船橋市長 あて

補助対象者 住所

氏名

私は、貴市から補助を受けた浄化槽について、浄化槽法を遵守し、
下記の事項を適正に実施することを誓約します。

記

1. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条に規定する水質に関する検査
2. 浄化槽法第 10 条に規定する保守点検と清掃

第 4 号様式

船 環 第 号
年 月 日

補助金交付決定通知書

申請者 住所
氏名 様

船橋市長

年 月 日付けで申請のありました合併処理浄化槽設置事業補助金については、船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付します。

記

1. 補助金交付額 金 円

2. 交付条件等

- (1) 補助対象者は、年 月 日までに補助事業に係る工事を完了し、かつ現地検査を受検しなければならない。
- (2) 補助金申請内容を変更する場合又は補助金交付を中止若しくは廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

第 5 号様式

年 月 日

補助金交付変更等申請書

船橋市長 あて

補助対象者 住所
氏名

補助事業を 変更
中止 したいので、船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金
廃止

交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

記

申 請 年 月 日	年 月 日	番号	船 環 第 号
補 助 年 度	年度	名称	合併処理浄化槽設置事業補助金
補助事業等の名称	合併処理浄化槽設置事業		
変更、中止（廃止）の理由			
(変更の場合) 補助事業等の内容	(変更前)		
	(変更後)		
変更、中止、廃止年月日	年 月 日		
添付書類			

年 月 日

実 績 報 告 書

船橋市長 あて

補助対象者 住所
氏名 印

年 月 日付け船橋市環指令第 号で交付決定
を受けた合併処理浄化槽設置事業が完了したので、船橋市合併処理
浄化槽設置事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり
報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 事業完了年月日 年 月 日
3. 振込先

振込口座	銀行 店	
	普通・貯蓄・当座 ゆうちょ銀行店番： 口座番号：	
名義	フリガナ	
	氏 名	

第 7 号様式

船 環 第 号
年 月 日

補助金確定通知書

補助対象者

様

船橋市長

年 月 日付けで報告のありました合併処理浄化槽設置事業補助金については、船橋市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

金 円